

武蔵野市医師会 災害時マニュアル

令和7年2月改訂

(はじめに)

本マニュアルは、武蔵野医師会員を対象に災害時における緊急医療救護所への参集手順、医療救護活動について記載します。

(緊急医療救護所とは)

武蔵野市が市地域防災計画に基づいて市内に震度6弱以上の地震が生じた際に発災後速やかに設置する医療救護所のことです。災害拠点病院(武蔵野赤十字病院)及び災害拠点連携病院(武蔵野陽和会病院、吉祥寺南病院)の近くに設置され、発災直後から72時間(超急性期)を目安に医療救護活動の医療拠点となります。武蔵野医師会員は地域防災計画および協定に基づき指定された緊急医療救護所へ自動参集し医療救護活動を行うこととなります。緊急医療救護所の役割は、医療救護活動を行うことだけでなく、災害拠点病院・災害拠点連携病院の機能を保つことにあります。すなわち、治療の必要性・緊急性が高い重症者を素早くトリアージし災害拠点病院へ搬送すること、緊急性の低い軽症者の応急処置を行うことで傷病者が災害拠点病院・災害拠点連携病院へ集中しその病院機能が損なわれないようにすることが重要といえます。

(緊急医療救護所への参集)

参集場所

① 武蔵野赤十字病院ロータリー

住所：武蔵野市境南町1-26-1 災害拠点病院：武蔵野赤十字病院

② むさしの市民公園

住所：武蔵野市緑町2-2 災害拠点連携病院：武蔵野陽和会病院

③ 吉祥寺南町コミュニティセンター

住所：武蔵野市吉祥寺南町3-13-1

班別参集

所属する班ごとに以下の緊急救護所へ自動参集をお願いします。

1班 →武蔵野赤十字病院前(武蔵野赤十字病院ロータリー)

2班・3班 →武蔵野陽和会病院前(むさしの市民公園)

4班・5班 →吉祥寺南町コミュニティセンター

参集をお願いする災害状況(参集条件)

武蔵野市市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、武蔵野市医師会員は地域防災計画もしくは協定に基づき、緊急医療救護所(上記の市内3か所)へ自動参集をお願いします。

*震度6弱に満たない場合であっても、武蔵野市災害対策本部からの要請に基づき、武蔵野市医師会長を通じて参集をお願いする事がありますのでご協力をお願いします。

*参集にあたっては自身の安全はもちろん、家族や診療所などスタッフ、患者の安全確保に

努め、患者については安全に帰宅できることを確認するなど診療所等の被災状況をふまえた上で出勤が可能になりましたら参集ください。

*参集にあたっては活動しやすい服装で、最低限の着替えや飲料、食料、本人確認のできる証明書（医師資格証 マイナンバーカード 運転免許証）を持参してください。

*緊急医療救護所の開設時間は概ね 72 時間で、要員の交代やローテーションを行います。（緊急医療救護所における医療救護活動）

1. 緊急医療救護所への参集

各緊急医療救護所に設置される指揮所へ参集してください。

参集後、受付名簿に氏名・所属等を記入、本人確認できる証明書を提出し受付をすませてください。

2. 緊急医療救護所の開設（武蔵野市）

参集した医師会員は武蔵野市による緊急医療救護所開設準備に協力してください。

（備蓄医療資器材を各倉庫から運搬搬入、テントの設営など）

* 備蓄医療資器材および医薬品備蓄場所

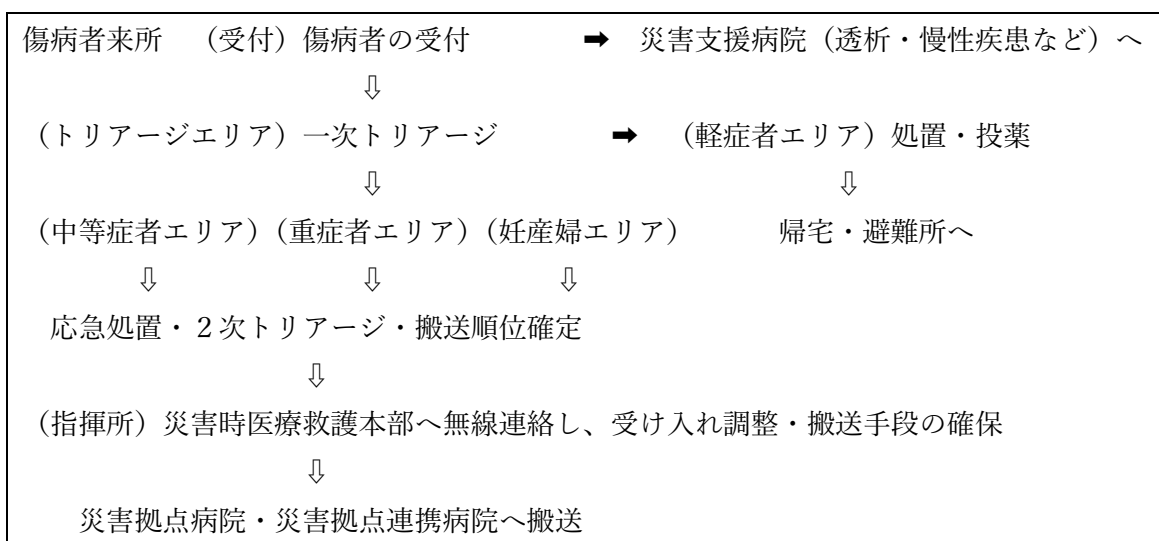
緊急医療救護所	備蓄医療資器材倉庫	備蓄医薬品保管
武蔵野赤十字病院前	武蔵野赤十字病院内災害救護備蓄倉庫	薬剤師会薬局
武蔵野陽和会病院前	市役所車庫棟地下防災倉庫	稲垣薬局北町店
吉祥寺南町コミュニティセンター	保健センター地下消毒室	そよ風薬局吉祥寺店

3. 緊急医療救護所の役割編成

指揮者（医師会医師）が緊急医療救護所の運営中心となり、緊急医療救護所内の役割編成を行います。指揮者の選定は参集した医師の中から決定します。到着した医師が 1 名の場合は該当者が指揮者となり活動を開始してください。指揮者の指示のもと参集した医師は以下のエリアに分かれ医療救護活動を行ってください。

- ・指揮所（指揮者・通信担当・搬送調整担当）
- ・受付（傷病者の受付）
- ・トリアージ（傷病者の一次トリアージ担当）
- ・軽症者エリア *感染症エリア・・・設置する場合あり
- ・中等症者エリア
- ・重症者エリア
- ・妊産婦エリア

4. 医療救護活動の実際



5. 医療救護所の閉鎖

～原則発災 72 時間経過後は医師会員の所属する医療機関で診療を再開します。
緊急医療救護所は発災直後からおおむね 72 時間開設されます。その後災害時医療救護本部の指示に従い、緊急医療救護所は閉鎖されます。しかし、市が市災害医療コーディネーター等と協議し、必要と判断した場合は、被害の大きな地域の緊急医療救護所に人員や医薬品等を集約するなど再編成して継続することがあります。その際、72 時間以降の活動（避難拠点などに避難している方々の巡回診療や健康相談を行う場合も含む）に関しては、市が災害時の医療救護活動についての協定にもとづき、医師会と協議し要員の派遣要請を再度行います。緊急医療救護所閉鎖後は傷病者に対しては、再開した近隣の医療機関（医院、歯科医院、接骨院、薬局）や、医療機関が再開されていない場合は近隣の避難所救護所を案内します。